# 皇宮護衛官の服制に関する規則 （昭和三十一年国家公安委員会規則第五号）

皇宮護衛官の服制については、別表に定める皇宮護衛官章を除き、警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の規定を準用する。

# 附　則

この規則は、公布の日から施行する。

##### ２

皇宮護衛官の服制に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第九号）は、廃止する。

# 附　則（昭和四二年六月一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、昭和四十二年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年八月二三日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和四十三年八月二十三日から施行する。

# 附　則（平成五年一二月一七日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号）

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月一四日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。